

盛土規制法に関する説明会

1. 盛土規制法の概要
2. 規制区域と規制内容
3. 許可申請の手続きについて
4. Q & A



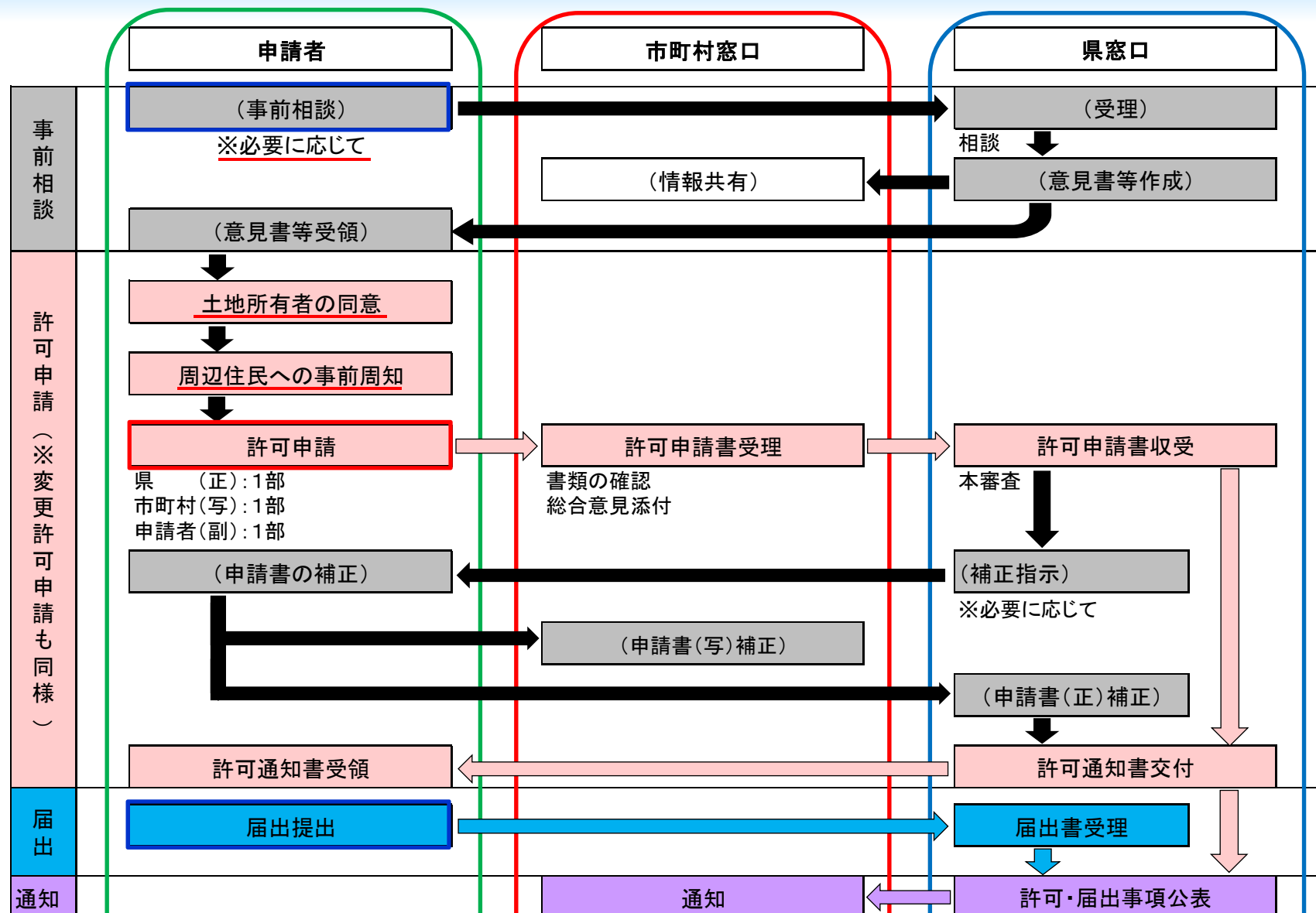
県ホームページ



福岡県 建築都市部 開発・盛土指導課

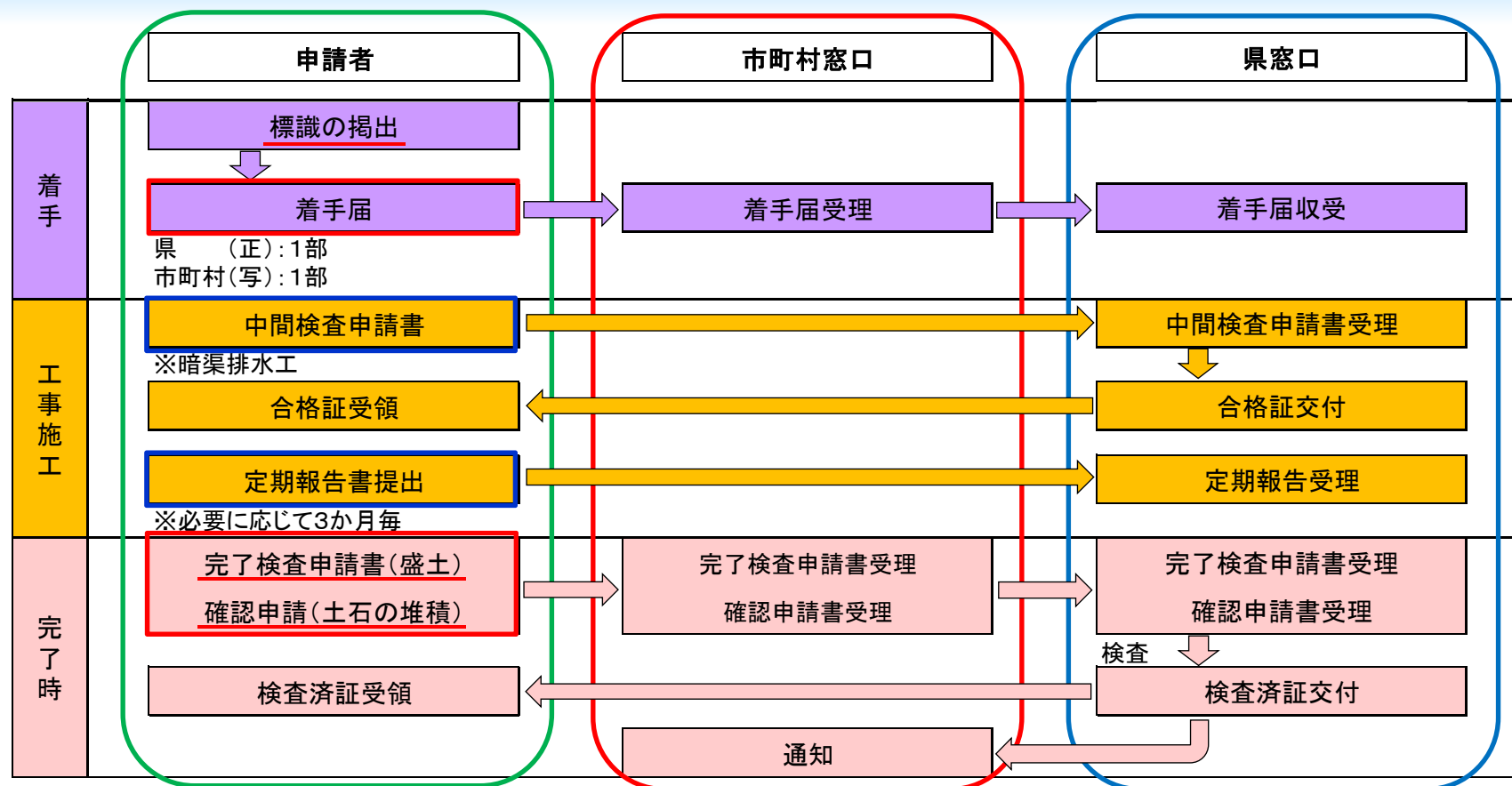
< 3. 許可申請の手続きについて >

手続きの流れ (1 / 2)



< 3. 許可申請の手続きについて >

手続きの流れ (2 / 2)



< 注意 >

 : 許可(変更許可)、着手届、完了検査は、市町村を経由して、県庁へ提出

 : その他の手続きは、直接県庁へ提出(※基本的には電子申請)

< 3. 許可申請の手続きについて >

事前相談

許可又は届出の**事前相談**を
される場合は、基本形として、

- ・ 県ホームページから、
事前相談書(様式)を申請し
てください。

(ふくおか電子申請サービス)

※ 添付図面(平面図、断面図等)
も併せてアップロード(10MBまで)



事前相談の結果を、相談者へ
送付します。

(基本的にはメール送付)

※ **対面相談**が必要な場合も有り。
来庁日時は、**事前に予約必要**。

事前相談書(盛土規制法)

相談年月日	年 月 日() 担当者: ●●係 ○○技術主査
相談者住所氏名	Tel: - -
申請者住所氏名	Tel: - -
相談箇所	
箇所の区域 (該当するものに○ を記入)	・市街化区域(用途地域:) ・市街化調整区域 ・都市計画区域外 ・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・その他()
他法令の 手続き等 (該当するものに○ を記入)	①農地法 ②森林法 ③土壤汚染対策法 ④砂防関連法 (砂防法・急傾斜地崩壊防止法・地滑り防止法・土砂災害防止法) ⑤環境保全条例 ⑥建築基準法 ⑦特定都市河川浸水被害対策法 ⑧その他()
添付図面	・付近見取図 ・配置図 ・公図 ・平面図 ・断面図 ・土地謄本 ・現地写真 ・その他
相談事項	
相談内容	
(なるべく具体的に記入してください)	

< 3. 許可申請の手続きについて >

周辺住民への事前周知(法第11条、第29条)

周辺住民への周知措置

○工事主は、当該工事の許可の申請を行うときは、あらかじめ、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催や書面を配布するなど、当該宅地造成等に関する工事の内容を周知する必要があります。

※許可申請までに実施してください。

周知方法について

- ① 説明会の開催
- ② 書面の配布
- ③ 工事内容の掲示及びインターネットでの閲覧

※①～③のいずれかの方法によることになりますが、工事内容が確実に伝わるよう、できる限り①や②を行うように努めてください。

※周知方法・範囲について、市町村に確認が必要な場合があります。

ただし、以下のアからウのいずれかに該当する場合で、高さ15m超の盛土をする場合は、①説明会の開催が必須です。

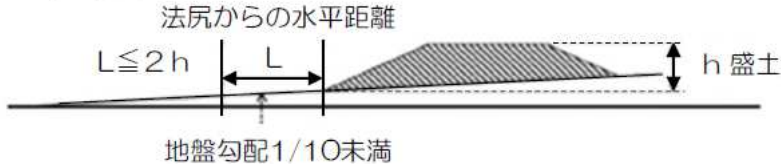
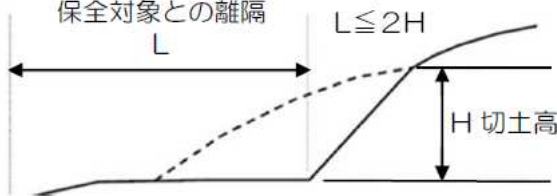
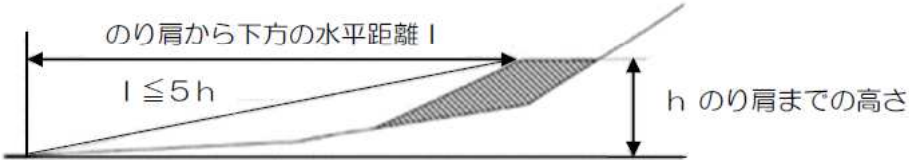
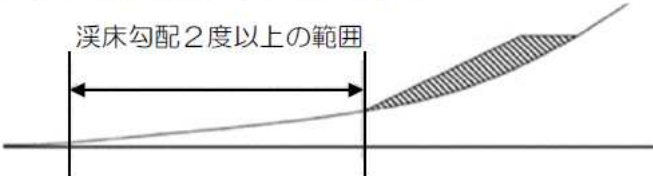
ア：山間部における河川の流水が継続して存する土地

イ：山間部における地形、草木の生茂の状況その他の状況がアの土地に類する状況を呈している土地

ウ：ア又はイの土地およびその周辺の土地の地形から想定される集水地域で、雨水その他の地表水が集中し、または地下水が湧水するおそれが大きい土地

< 3. 許可申請の手続きについて >

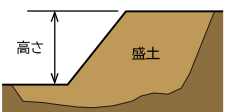
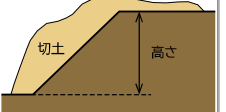
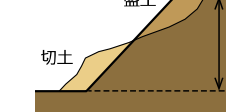
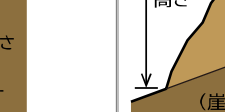
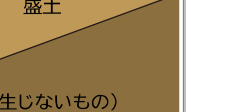
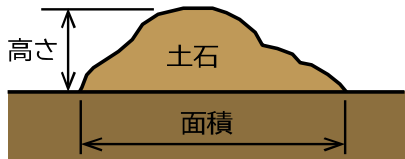
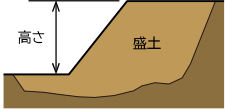
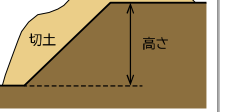
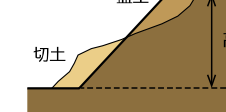
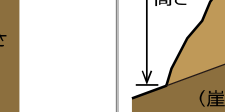
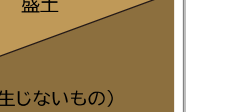
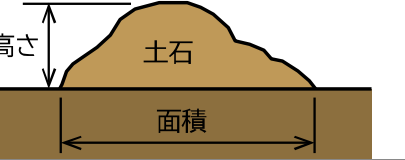
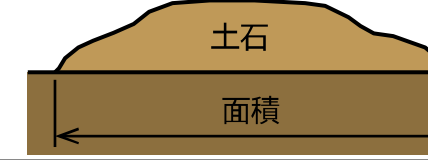
周辺住民への事前周知の範囲（技術的助言の別紙）

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	- 盛土等を行う土地の隣接地 かつ - 盛土等の境界から盛土等の最大高さhに対して水平距離$2h$以内の範囲（※参考図Ⅰの範囲）  
④ 腹付け盛土	- 盛土等を行う土地の隣接地 かつ - 盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離$5h$以内の範囲（※参考図Ⅰの範囲） 
⑤ 溪流等における盛土 ⑥ 谷埋め盛土	- 盛土等を行う土地の隣接地 かつ - 下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図） 

- 平地盛土…勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- 腹付け盛土…勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- 谷埋め盛土…谷や沢を埋め立てて行う盛土

< 3. 許可申請の手続きについて >

許可又は届出の対象規模

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの 	② 切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの 	③ 盛土と切土を同時に行い 高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く) 	④ 盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く) 	⑤ 盛土又は切土をする 土地の面積が 500㎡超 となるもの (①～④を除く) 切土 ※30cm以下は対象外 
	土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 かつ 300㎡超 となるもの 		⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの ※30cm以下は対象外 		
区域	行為	届出		許可		
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの 	② 切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの 	③ 盛土と切土を同時に行い 高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く) 	④ 盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く) 	⑤ 盛土又は切土をする土地の 面積が 500㎡超 3000㎡超 となるもの (①～④を除く) 切土 ※30cm以下は対象外 
	土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1500㎡超 となるもの 		⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 3000㎡超 となるもの ※30cm以下は対象外 		

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

< 3. 許可申請の手続きについて >

許可申請(法第12条第1項、第30条第1項)

許可が必要な規模の工事を行う場合は、以下の必要書類及び図面を、**市町村を経由して、県に提出し**、許可を受けなければなりません。

(1) 土地の形質の変更

■許可申請書 ・工事の許可申請書	■工事施行者の能力に係る書類 ・登記事項証明書 ・事業経歴書 ・建設業の許可証明書
■申請者の証明書類 <個人の場合> ・住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 <法人の場合> ・登記事項証明書 ・役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	■土地所有者等の同意に係る書類 ・権利者一覧 ・権利者の施行同意書 ・土地の登記事項証明書 ・同意者の印鑑証明 ・字図、求積図
■工事主の資力・信用確認書類 <個人の場合> ・資金計画書 ・(直前3年の)納税証明書 ・融資証明 ・暴力団員等に該当しないことの誓約書 <法人の場合> ・資金計画書 ・事業経歴書 ・(直前3年の)納税証明書 ・融資証明 ・暴力団員等に該当しないことの誓約書	■その他審査に必要な書類 ・土地付近状況写真 ・住民への周知報告書 ・その他知事が必要と認める書類
■設計者の資格確認書類 ・設計者の資格調書 ・設計者の資格を証する書類	■図面等 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・土量計算書 ・排水施設の平面図、構造図 ・崖の断面図 ・擁壁の断面図、背面図 ・崖面崩壊防止施設の断面図 ・崖面崩壊防止施設の背面図 ・構造計算書 ・安定計算書

< 3. 許可申請の手続きについて >

許可申請(法第12条第1項、第30条第1項)

許可が必要な規模の工事を行う場合は、以下の必要書類及び図面を、**市町村を経由して、県に提出し**、許可を受けなければなりません。

(2) 土石の堆積

■許可申請書 ・工事の許可申請書	■工事施行者の能力に係る書類 ・登記事項証明書 ・事業経歴書 ・建設業の許可証明書
■申請者の証明書類 <個人の場合> ・住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 <法人の場合> ・登記事項証明書 ・役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	■土地所有者等の同意に係る書類 ・権利者一覧 ・権利者の施行同意書 ・土地の登記事項証明書 ・同意者の印鑑証明 ・字図、求積図
■工事主の資力・信用確認書類 <個人の場合> ・資金計画書 ・(直前3年の)納税証明書 ・融資証明 ・暴力団員等に該当しないことの誓約書 <法人の場合> ・資金計画書 ・事業経歴書 ・(直前3年の)納税証明書 ・融資証明 ・暴力団員等に該当しないことの誓約書	■その他審査に必要な書類 ・土地付近状況写真 ・工程表 ・住民への周知報告書 ・その他知事が必要と認める書類
■設計者の資格確認書類 ・設計者の資格調書 ・設計者の資格を証する書類	■図面等 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・土量計算書 ・排水施設の平面図、構造図 ・堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ・土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する装置

< 3. 許可申請の手続きについて >

届出(法第27条第1項)

特盛区域内で届出が必要な規模の工事を行う場合は、その工事に着手する日の
30日前までに、以下の必要書類及び図面を、直接県に提出しなければなりません。

(1) 土地の形質の変更

■届出書	
・工事の届出書	
■申請者の証明書類	
<個人の場合>	
・住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	
<法人の場合>	
・登記事項証明書	
・役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	
■その他審査に必要な書類	
・土地付近状況写真	
・工程表	
・その他知事が必要と認める書類	
■図面等	
・位置図	・崖面崩壊防止施設の断面図
・地形図	・崖面崩壊防止施設の背面図
・土地の平面図	
・土地の断面図	
・字図、求積図	
・排水施設の平面図、構造図	
・崖の断面図	
・擁壁の断面図、背面図	

(2) 土石の堆積

■届出書	
・工事の届出書	
■申請者の証明書類	
<個人の場合>	
・住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	
<法人の場合>	
・登記事項証明書	
・役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	
■その他審査に必要な書類	
・土地付近状況写真	
・工程表	
・その他知事が必要と認める書類	
■図面等	
・位置図	
・地形図	
・土地の平面図	
・土地の断面図	
・字図、求積図	
・排水施設の平面図、構造図	

< 3. 許可申請の手続きについて >

手続きに必要な期間

標準処理期間

- 標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。
- 不備の訂正等に要する期間は含みません。
- あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

許可申請面積	手続きの種類	標準処理期間		
		(市町村)	(県)	計
5ha未満	盛土又は切土	15日	30日	45 日
	土石の堆積	10日	14日	24 日
5ha以上	盛土又は切土	20日	40日	60 日
	土石の堆積	15日	25日	40 日

< 3. 許可申請の手続きについて >

資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格

資格を有する者の設計対象工事（政令21条）

以下の①又は②に該当する工事は、資格を有する者の設計によらなければなりません。

① 高さが5mを超える擁壁の設置

② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

設計者の資格（政令22条）

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	☐ 様式 設計者の資格に関する申告書 ☐ 卒業証明書
短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	☐ 様式 設計者の資格に関する申告書 ☐ 宅地造成技術講習会修了証書
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	☐ 様式 設計者の資格に関する申告書 ☐ 大学院に1年以上在学したことの証明
技術士(建設部門、農林部門(農業土木に限る)、森林部門(森林土木に限る)、水産部門(水産土木に限る))	☐ 技術士の資格証明書
一級建築士	☐ 一級建築士の資格証明書

< 3. 許可申請の手続きについて >

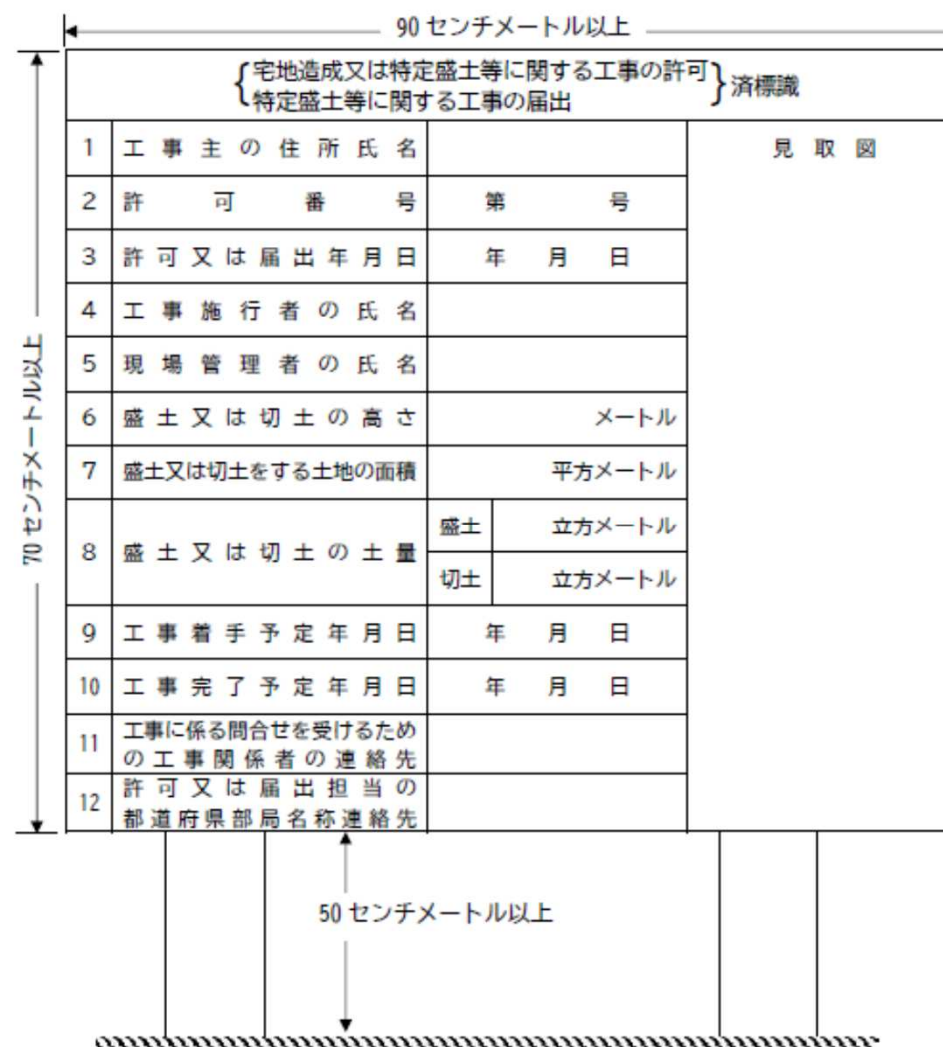
標識の掲出（法第49条）

工事の許可又は届出を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に標識を掲げる必要があります。

〔対象〕 土地の形質の変更、又は土石の堆積について

- 許可（法第12条第1項、第30条第1項）
- 届出（法第27条第1項）

※都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可（法第15条第2項、第34条第2項）においても、標識の掲出が必要です。



{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } 済標識 { 特定盛土等に関する工事の届出 }		
1	工事主の住所氏名	
2	許可番号	第 号
3	許可又は届出年月日	年 月 日
4	工事施行者の氏名	
5	現場管理者の氏名	
6	盛土又は切土の高さ	メートル
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
8	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル
9	工事着手予定年月日	年 月 日
10	工事完了予定年月日	年 月 日
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先	

標識の形状および記載する事項

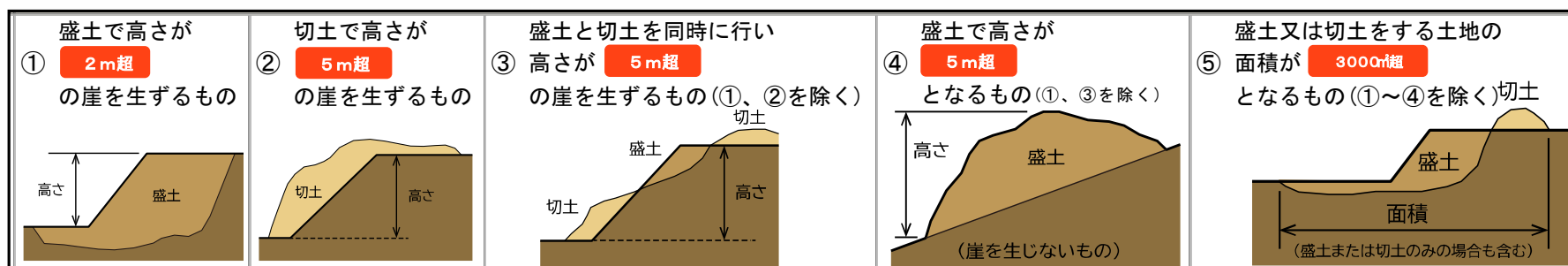
< 3. 許可申請の手続きについて >

中間検査(法第18条第1項、第37条第1項)

許可(法第12条第1項、第30条第1項)を受けた工事のうち、**検査対象の規模に該当し、かつ特定工程**(盛土及び切土における暗渠排水等の排水施設を設置する工事の工程)**を含む場合は、中間検査**を受ける必要があります。

検査対象の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)> ※土石の堆積は中間検査対象外



※特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければなりません。

※都市計画法に基づく開発許可による**みなし許可**(法第15条第2項、第34条第2項)においても、**中間検査**が必要です。

< 3. 許可申請の手続きについて >

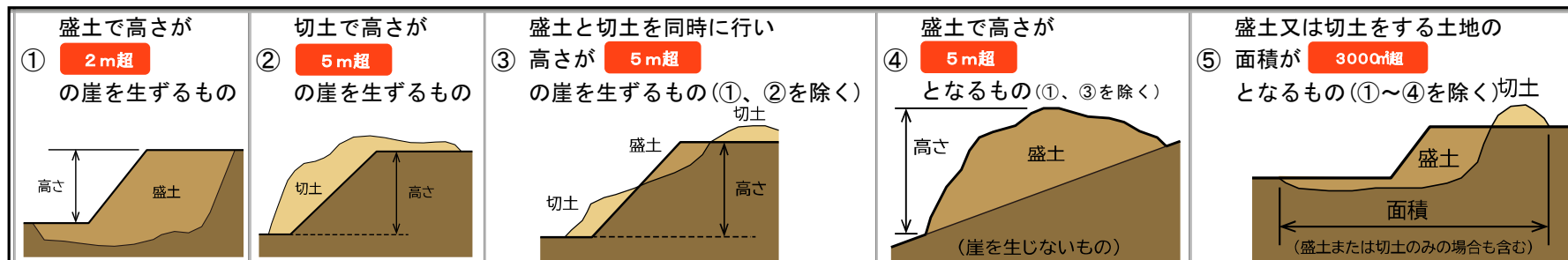
定期報告(法第19条第1項、第38条第1項)

許可(法第12条第1項、第30条第1項)を受けた工事で、**定期報告対象の規模に該当**する場合は、**3か月ごと**に工事の実施状況を報告する必要があります。

※都市計画法に基づく開発許可による**みなし許可**(法第15条第2項、第34条第2項)においても、**定期報告**が必要です。

定期報告対象の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>



<土石の堆積>



< 3. 許可申請の手続きについて >

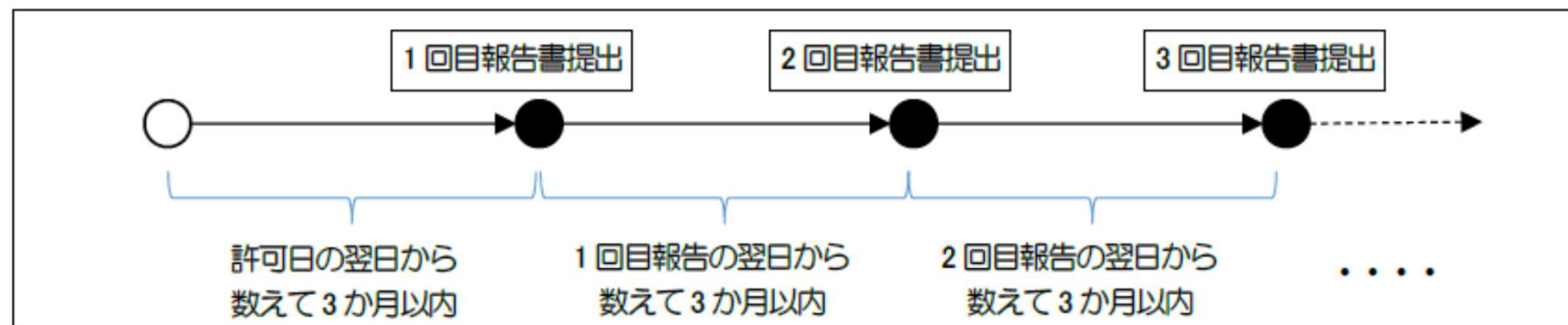
定期報告(法第19条第1項、第38条第1項)

3か月ごとに、工事の実施の状況を報告してください。

※休止中の工事のほか、着手前や準備工などの現場が動いていない場合においても、許可を受けた時点から完了するまでの間は、定期報告は必要ですので、ご注意ください。

※3か月以内に工事が完了する場合には、定期報告は必要ありません。

報告時期のイメージ



< 報告事項 > **※技術的基準に適合して施工されていることが分かるもの**

- ・ 盛土又は切土、土石の堆積の高さ、面積、土量
- ・ 擁壁、排水施設等に関する工事の施工状況 など

※定期報告時点における盛土又は切土をしている土地、及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

< 3. 許可申請の手続きについて >

完了検査(法第17条第1項及び第4項)

許可(法第12条第1項、第30条第1項)を受けた工事において、当該許可に係る工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に完了検査又は確認の申請を行ってください。

○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた者は、工事が完了したときは、**完了検査**を受けなければなりません。検査の結果、技術基準に適合していると認めたときは、検査済証を交付します。

○土石の堆積に関する工事(堆積したすべての土石を除去する場合に限る)の許可の場合は、土石の除去完了の**確認**を受けなければなりません。確認の結果、堆積されていた全ての土石が除去されたと認められたときは、確認済証を交付します。

※完了検査は、許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認します。設計・施工についての図面・写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測ができるよう準備してください。

< 3. 許可申請の手続きについて >

盛土等の許可・届出・検査・報告の対象行為の規模

出典：国土交通省説明資料

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
		数回以上繰り返せば許可対象と同じ規模となるため、許可行為の端緒として把握すべき規模	人命等の保護のために災害の発生を防止する措置を講ずるべき規模	事後的には現場確認が困難な工程で災害防止上重要なもの（排水施設の設置）を含み、かつ滑動崩落等により周囲に甚大な被害のおそれがある大規模なもの	事後的には改善措置が困難となるおそれがあり、かつ滑動崩落等により周囲に甚大な被害のおそれがある大規模なもので、工事等が長期間となるもの※ ¹	完成形の状態で技術基準への適合を現場確認すべき規模
宅造区域	宅地造成	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	同左	許可対象すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	— (事後的確認が可能なため対象外)	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特盛区域	特定盛土等※ ²	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	— (事後的確認が可能なため対象外)	許可対象すべて	許可対象すべて

 ※¹ 工事の施工状況について3ヶ月ごとに報告が必要となります。

 ※² 特定盛土等は宅地造成を包含するものであるため、特盛区域においても宅地造成は規制対象となります。

< 3. 許可申請の手続きについて >

開発許可による「みなし許可」に係る留意事項（盛土許可対象規模に該当するもの）

○開発許可によるみなし許可の場合、適用される盛土規制法の規定は下表のとおり（許可申請に係る条項のみ抜粋）

手続き内容	盛土規制法の適用	備考
住民への周知	—	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	適用	
許可証の交付 又は 不許可の通知	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	適用	
定期報告	適用	
標識の掲出	適用	

< 3. 許可申請の手続きについて >

申請手数料(福岡県建築都市関係手数料条例)

1) 許可申請手数料、2) 中間検査申請手数料

面積	1) 許可申請手数料		2) 中間検査手数料
	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積	宅地造成・特定盛土等
500m ² 以内	17,000	12,000	6,500
500m ² 超 1,000m ² 以内	30,000	15,000	6,500
1,000m ² 超 2,000m ² 以内	42,000	17,000	6,500
2,000m ² 超 3,000m ² 以内	62,000	21,000	6,500
3,000m ² 超 5,000m ² 以内	72,000	30,000	6,500
5,000m ² 超 10,000m ² 以内	98,000	34,000	6,500
10,000m ² 超 20,000m ² 以内	150,000	41,000	6,500
20,000m ² 超 40,000m ² 以内	240,000	57,000	13,000
40,000m ² 超 70,000m ² 以内	370,000	78,000	26,000
70,000m ² 超 100,000m ² 以内	530,000	110,000	45,000
100,000m ² 超	690,000	140,000	65,000

< 3. 許可申請の手続きについて >

申請手数料(福岡県建築都市関係手数料条例)

3) 変更許可申請手数料

3) 変更許可申請手数料	
宅地造成・特定盛土等	土石の堆積
変更許可申請1件につき、次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が690,000円を超えるときは、690,000円とする。	変更許可申請1件につき、次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が140,000円を超えるときは、140,000円とする。
1) 工事の設計の変更 : 許可申請手数料の1/10の金額	1) 工事の設計の変更 : 許可申請手数料の1/10の金額
2) 新たな土地の編入に係る変更 : 増加面積に応じ許可申請手数料に規定する金額	2) 新たな土地の編入に係る変更 : 増加面積に応じ許可申請手数料に規定する金額
3) その他の変更 : 10,000円	3) その他の変更 : 10,000円

< 3. 許可申請の手続きについて >

その他の届出を要する工事（法第21条、第40条）

○擁壁等に関する除却工事の届出（政令第26条）

規制区域内の土地において、以下の工事を行おうとする者は、工事に着手する14日前までに、擁壁等に関する工事の届出書を提出しなければなりません。

- ・ 高さが2mを超える擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の全部又は一部の除却
- ・ 地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却

○公共施設用地の転用の届出

規制区域内の土地において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、14日以内に、公共施設用地の転用の届出書を提出しなければなりません。

< 3. 許可申請の手続きについて >

その他の届出を要する工事（法第21条、第40条）

○規制区域指定の際に行っている工事の届出

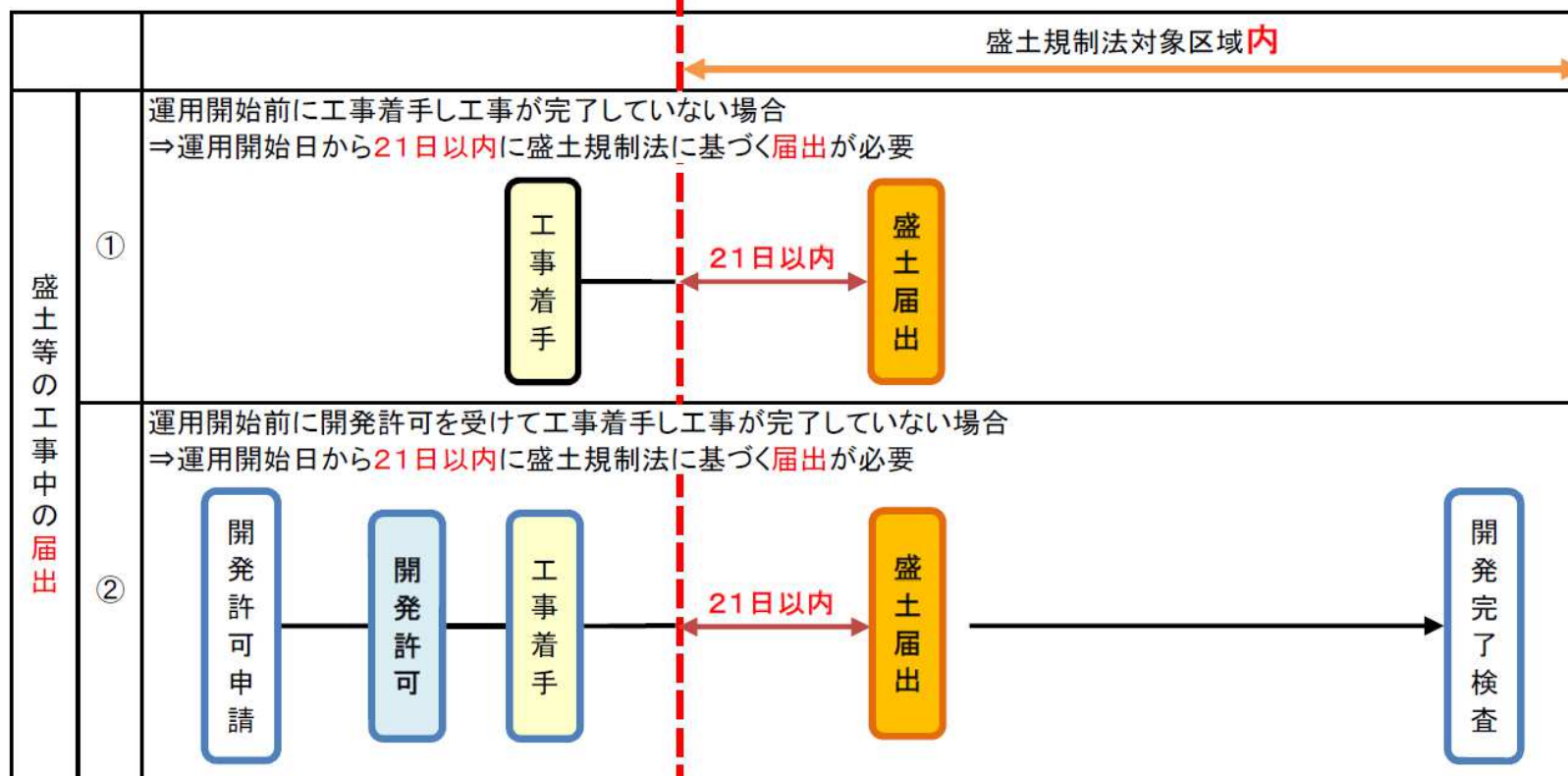
区域指定前に工事着手し、区域指定以降も工事を行っている場合、規制対象規模のものについては、**21日以内**に届出書を提出しなければなりません。

○盛土規制法の運用開始日（R7. 10. 1）前後の取扱い

運用開始日（令和7年10月1日）

凡例

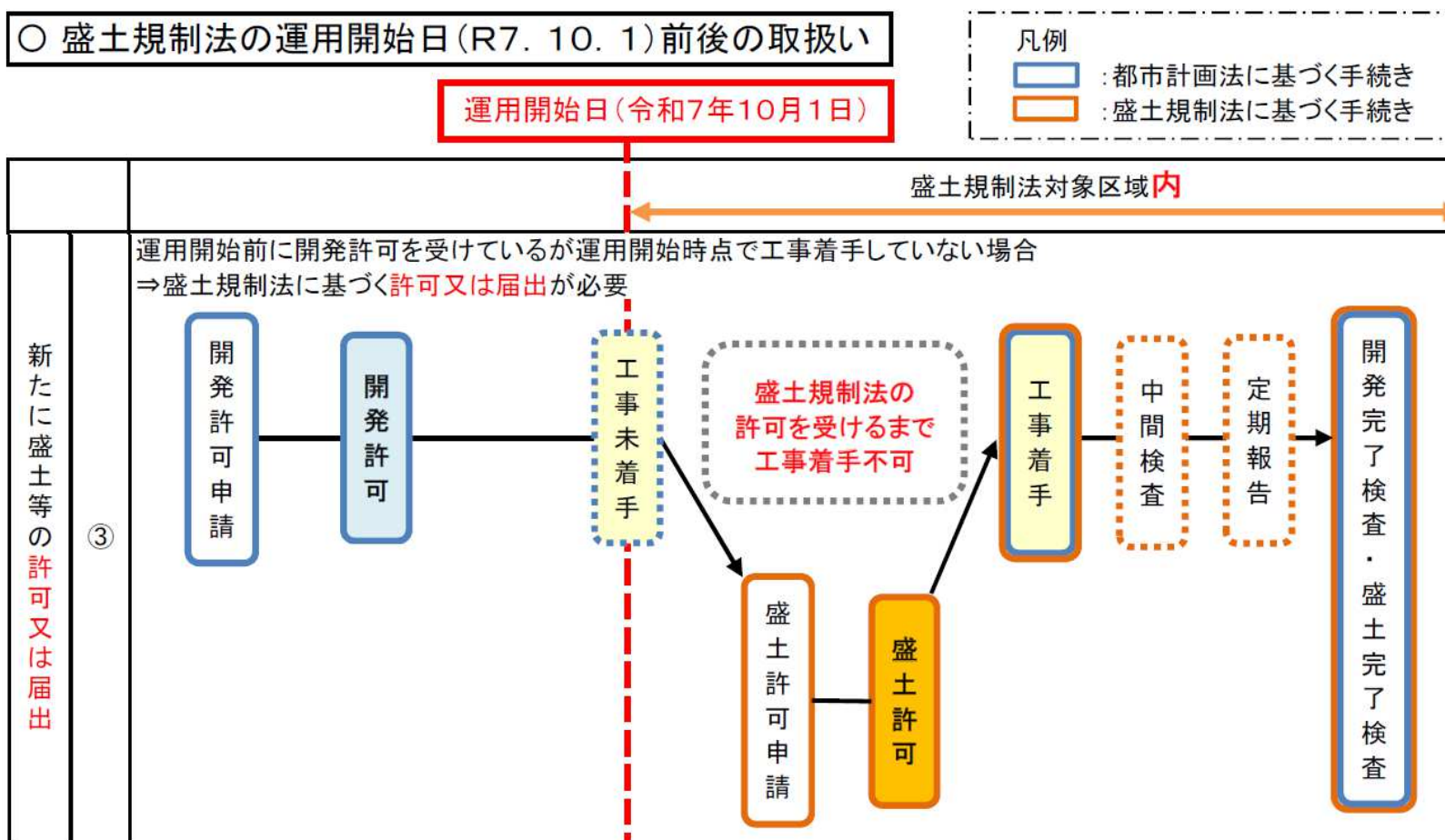
- 都市計画法に基づく手続き
- 盛土規制法に基づく手続き



< 3. 許可申請の手続きについて >

その他の届出を要する工事（法第21条、第40条）

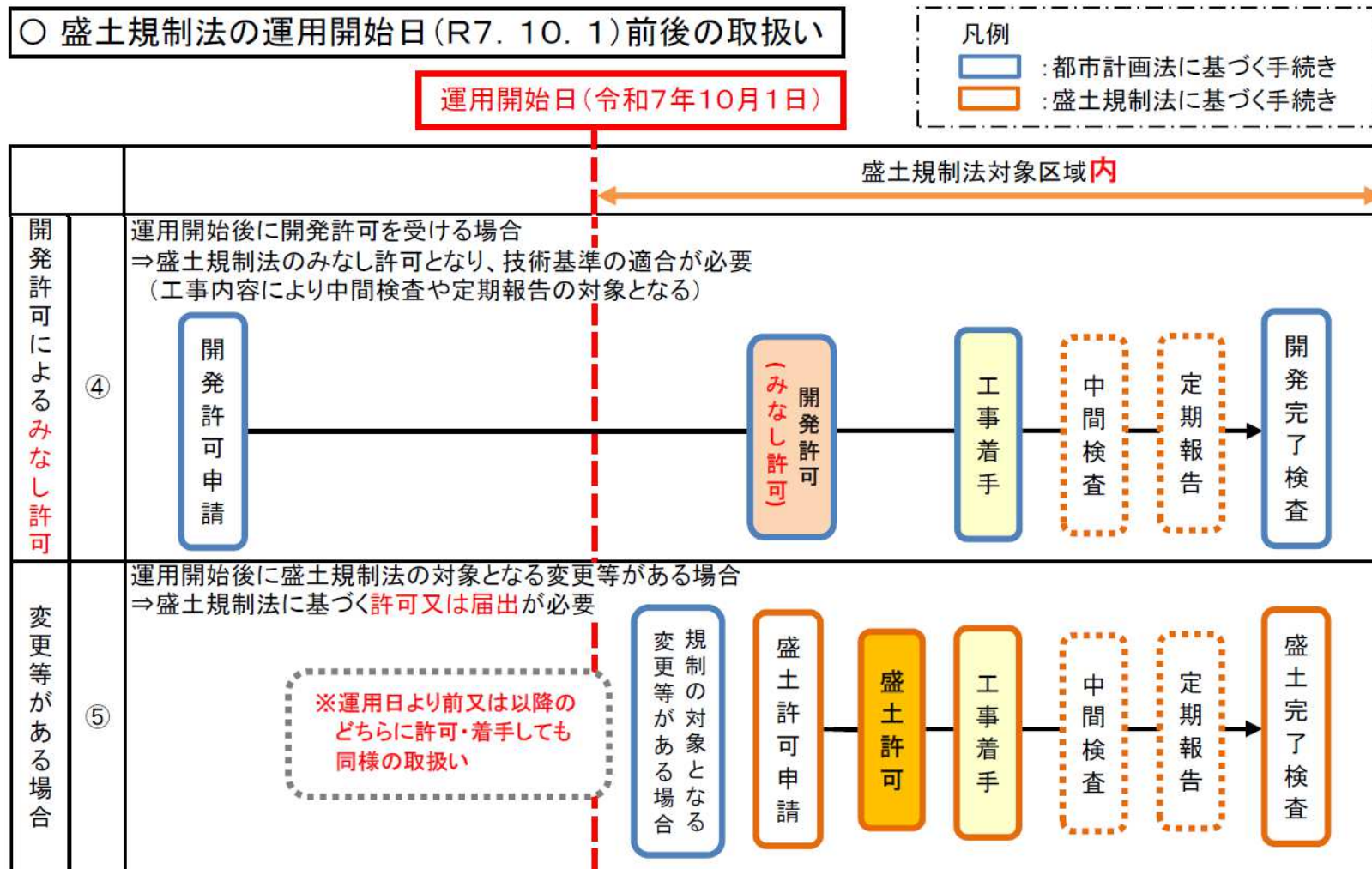
○規制区域指定の際に行っている工事の届出



< 3. 許可申請の手続きについて >

その他の届出を要する工事（法第21条、第40条）

○規制区域指定の際に行っている工事の届出



< 3. 許可申請の手続きについて >

公表(法第12条第4項、第30条第4項他)

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、許可や変更許可したとき又は届出を受理したときは、以下の事項について、県ホームページで公表するとともに、関係市町村長に通知します。

[公表対象]

宅地造成、特定盛土等、又は土石の堆積について

- ・許可、変更許可(法第12条第1項、第30条第1項)
- ・届出、変更届出(法第27条第1項)
- ・届出(規制区域の指定時)(法第21条第1項、第40条第1項)

[公表事項の例]

- ・工事主、工事施行者の名称
- ・工事が施行される土地の所在地
- ・工事着手予定日、完了予定日
- ・盛土等の高さ、面積等



インターネットによる公表

< 3. 許可申請の手続きについて >

令和7年10月より必要となる許可・届出

出典:国土交通省説明資料

盛土規制法に基づく手続きは次のとおりです。

新規の盛土等	①許可 ●「盛土・切土」の許可申請（宅造区域：法12条第1項、特盛区域：法30条1項） ●「土石の堆積」の許可申請（宅造区域：法12条1項、特盛区域：法30条1項） ●上記の変更許可申請（宅造区域：法16条1項、特盛区域：法35条1項）
	②中間検査 上記の工事のうち、 隠蔽部分に排水施設を設置する工事 を行う場合（法18条1項、特盛区域：法37条1項） ③定期報告 上記の工事のうち、工事の期間が、3カ月を超える場合、 3カ月ごとに （法19条1項、特盛区域：法38条1項） ④完了検査 上記の 工事が完了 した場合（法17条1項、特盛区域：法36条1項）
	⑤届出1 ●「盛土・切土」の届出（特盛区域：法27条1項） ●「土石の堆積」の届出（特盛区域：法27条1項） ●上記の変更届出（特盛区域：法28条1項）
既存の盛土等	⑥届出2 ●運用開始の際に行われている「盛土や切土」「土石の堆積」の届出（宅造区域：法21条1項、特盛区域：法40条1項）
その他	⑦届出3 ●規制区域内において、「擁壁や崖面崩壊防止施設等の除却工事」の届出（許可・届出をしたものを除く）（宅造区域：法21条3項、特盛区域：法40条3項） ●規制区域内において、「公共施設用地を宅地や農地等に転用」した届出（宅造区域：法21条4項、特盛区域：法40条4項）

特盛区域内だけの手続き

※1 上記のほか、県の「**施行細則**」で、工事の「**着手届**」等を定める予定です。

※2 国・県等が工事を行う場合

①許可は【協議】となります。

②～⑦は該当する場合【必要】です。

※3 都市計画法29条1項の

【開発許可】を受けた場合

①④⑤は不要です。【みなし許可／届出】

②③⑥⑦は該当する場合【必要】です。